

新規上場申請のための四半期報告書

(第5期第1四半期)

自2021年5月1日
至2021年7月31日

ANYCOLOR株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1 四半期財務諸表	10
(1) 四半期貸借対照表	10
(2) 四半期損益計算書	11
第1 四半期累計期間	11
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24
 [四半期レビュー報告書]	 25

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己殿
【提出日】	2022年4月28日
【四半期会計期間】	第5期第1四半期（自2021年5月1日 至2021年7月31日）
【会社名】	ANYCOLOR株式会社
【英訳名】	ANYCOLOR Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 田角 陸
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番2号 ミッドタウン・イースト11F
【電話番号】	03-5829-8603(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 兼 経営管理部長 釣井 慎也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番2号 ミッドタウン・イースト11F
【電話番号】	03-5829-8603(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 兼 経営管理部長 釣井 慎也

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第1四半期累計期間	第4期
会計期間	自2021年5月1日 至2021年7月31日	自2020年5月1日 至2021年4月30日
売上高 (千円)	2,785,232	7,636,041
経常利益 (千円)	841,530	1,451,104
四半期(当期)純利益 (千円)	588,178	937,297
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失(△) (千円)	1,078	△4,769
資本金 (千円)	104,120	104,120
発行済株式総数		
普通株式	1,230,600	1,270,600
A1種優先株式 (株)	216,524	216,524
A2種優先株式	125,000	125,000
B種優先株式	424,105	424,105
純資産額 (千円)	4,113,857	3,525,678
総資産額 (千円)	6,049,493	6,229,760
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	294.64	464.52
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	67.9	56.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は、第4期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第4期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
5. 1株当たり配当額については、配当実績がないため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は5,128,364千円となり、前事業年度末に比べ92,451千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が322,233千円減少し、売掛金が193,365千円増加したことによるものであります。固定資産は921,129千円となり、前事業年度末に比べ87,815千円減少いたしました。これは主に、投資その他の資産のその他が減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、6,049,493千円となり、前事業年度末に比べ180,266千円減少いたしました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は1,430,869千円となり、前事業年度末に比べ703,111千円減少いたしました。これは主に買掛金が107,517千円、未払法人税等が229,041千円、短期借入金が200,000千円減少したことによるものであります。固定負債は504,767千円となり、前事業年度末に比べ65,334千円減少いたしました。これは長期借入金が65,334千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、1,935,636千円となり、前事業年度末に比べ768,445千円減少いたしました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は4,113,857千円となり、前事業年度末に比べ588,178千円増加いたしました。これは四半期純利益588,178千円によるものであります。なお、自己株式の消却により、資本剰余金が70,000千円、利益剰余金が55,640千円及び自己株式が125,640千円減少しております。

(2) 経営成績の状況

当社は「魔法のような、新体験を」というコーポレート・ミッションのもと、新しいエンターテインメントを提供する会社として、VTuberグループ「にじさんじ」の運営を主軸としたエンターテインメント領域での事業展開を行っております。

当第1四半期累計期間における我が国経済は、前期に引き続き新型コロナウイルス感染症の世界規模での流行が続く中、国内外で社会・経済活動に対する一定の制限が継続しており、今後の先行きも不透明な状況となっておりますが、当社では現在の経済環境に適応した事業運営を着実に進めております。

国内VTuber事業では、新規VTuberのデビューに加えて、将来的なVTuber候補者の育成を目的としたバーチャルタレントアカデミーの開始など、事業基盤の強化に努めてまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響から、VTuberによるオフラインイベントの開催には引き続き一定の制限を受けておりますが、当第1四半期中には、完全オンライン開催となる「にじさんじ AR STAGE “LIGHT UP TONES”」を開催しております。また、海外VTuber事業、ユメノグラフィア事業といったエンターテインメント領域における新規事業の拡大にも注力してまいりました。これらの結果、当第1四半期累計期間において当社が展開する国内外のVTuber事業に関するYouTube再生時間は1億4,072万時間（前年同期比33.2%増加）となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高2,785,232千円、営業利益841,916千円、経常利益841,530千円、四半期純利益588,178千円となりました。

なお、当社は動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

ません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
A1種優先株式	6,000,000
A2種優先株式	1,000,000
B種優先株式	500,000
計	37,500,000

- (注) 1. 2021年12月1日開催の取締役会において、それぞれ同数の普通株式を対価とするA1種優先株式216,254株、A2種優先株式125,000株及びB種優先株式424,105株の取得及び取得した種類株式の消却を決議し、同日に当該取得及び償却を行っております。
2. 2021年12月8日開催の臨時株主総会において、A1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式の定款の一部変更に関する議案が承認可決されたことにより、同日付で、A1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式の発行可能株式総数の規定を削除しております。なお、普通株式の発行可能株式総数は変更ありません。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年12月9日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,230,600	1,996,229	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 (注) 1, 2
A1種優先株式	216,524	—	非上場	(注) 2
A2種優先株式	125,000	—	非上場	(注) 2
B種優先株式	424,105	—	非上場	(注) 2
計	1,996,229	1,996,229	—	—

- (注) 1. 2021年5月20日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき普通株式の自己株式の消却を決議し、2021年5月20日に普通株式の自己株式の消却を行いました。これにより、普通株式の発行済株式総数は40,000株減少し、1,230,600株となっております。
2. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、A1種優先株式(216,524株)、A2種優先株式(125,000株)及びB種優先株式(424,105株)の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式765,629株を交付しております。また、取得した全ての種類株式を消却しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年5月20日 (注) 1	△40,000	1,996,229	—	104,120	—	2,476,034

(注) 1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 2021年12月1日開催の取締役会決議により、A1種優先株式(216,524株)、A2種優先株式(125,000株)及びB種優先株式(424,105株)の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式765,629株を交付しております。また、取得した全ての種類株式を消却しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,230,600 A1種優先株式 216,524 A2種優先株式 125,000 B種優先株式 424,105	普通株式 1,230,600 A1種優先株式 216,524 A2種優先株式 125,000 B種優先株式 424,105	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,996,229	—	—
総株主の議決権	—	1,996,229	—

(注) 2021年12月1日開催の取締役会決議により、A1種優先株式(216,524株)、A2種優先株式(125,000株)及びB種優先株式(424,105株)の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式765,629株を交付しております。また、取得した全ての種類株式を消却しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年5月1日から2021年7月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年5月1日から2021年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.06%
売上高基準	0.02%
利益基準	△0.06%
利益剰余金基準	△0.07%

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年4月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,628,274	3,306,041
売掛金	1,395,309	1,588,674
商品	127,033	145,085
その他	70,198	88,562
流動資産合計	5,220,816	5,128,364
固定資産		
有形固定資産	248,852	236,150
無形固定資産	9,315	8,829
投資その他の資産		
敷金	565,623	553,123
その他	185,152	123,026
投資その他の資産合計	750,776	676,149
固定資産合計	1,008,944	921,129
資産合計	6,229,760	6,049,493
負債の部		
流動負債		
買掛金	622,188	514,671
短期借入金	200,000	—
1年内返済予定の長期借入金	242,510	248,066
未払法人税等	462,118	233,077
その他	607,163	435,054
流動負債合計	2,133,980	1,430,869
固定負債		
長期借入金	570,101	504,767
固定負債合計	570,101	504,767
負債合計	2,704,081	1,935,636
純資産の部		
株主資本		
資本金	104,120	104,120
資本剰余金	2,546,034	2,476,034
利益剰余金	997,534	1,530,072
自己株式	△125,640	—
株主資本合計	3,522,048	4,110,227
新株予約権	3,630	3,630
純資産合計	3,525,678	4,113,857
負債純資産合計	6,229,760	6,049,493

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自2021年5月1日 至2021年7月31日)
売上高	2,785,232
売上原価	1,553,602
売上総利益	1,231,629
販売費及び一般管理費	389,712
営業利益	841,916
営業外収益	
補助金収入	1,140
その他	85
営業外収益合計	1,225
営業外費用	
支払利息	1,574
その他	37
営業外費用合計	1,611
経常利益	841,530
税引前四半期純利益	841,530
法人税、住民税及び事業税	216,189
法人税等調整額	37,162
法人税等合計	253,352
四半期純利益	588,178

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当第1四半期会計期間への影響はありません。

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)

1. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年5月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月20日付で、自己株式40,000株の消却を実施しております。その結果、負の値となるその他資本剰余金をその他利益剰余金から減額しています。

これらの結果、当第1四半期累計期間において資本剰余金が70,000千円、利益剰余金が55,640千円、自己株式が125,640千円減少し、当第1四半期会計期間末において、資本剰余金が2,476,034千円、利益剰余金が1,530,072千円となっております。なお、保有していた自己株式を全て消却したこととなります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間
（自2021年5月1日
至2021年7月31日）

減価償却費	17,223千円
-------	----------

(持分法損益等)

	前事業年度 (2021年4月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年7月31日)
関連会社に対する投資の金額	34,598千円	34,598千円
持分法を適用した場合の投資の金額	29,815	30,804

	当第1四半期累計期間 (自2021年5月1日 至2021年7月31日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,078千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年7月31日）

当社は、動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社グループは、動画コンテンツ関連事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年5月1日 至2021年7月31日)
ライブストリーミング領域	696,380千円
コマース(コンテンツ)領域	1,350,711
コマース(イベント)領域	111,872
プロモーション領域	506,847
その他領域(注1)	119,419
合計	2,785,232

(注) 1. その他領域には、海外VTuberビジネスおよびユメノグラフィアを含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年5月1日 至2021年7月31日)
1株当たり四半期純利益	294円64銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	588,178
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る四半期純利益 (千円)	588,178
普通株式の期中平均株式数(株)	1,996,229
(うち普通株式)	(1,230,600)
(うちA1種優先株式)	(216,524)
(うちA2種優先株式)	(125,000)
(うちB種優先株式)	(424,105)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度 末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. A1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり四半期純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

1. ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、2021年8月24日開催の臨時株主総会において、当社取締役及び従業員に対してストック・オプションとして第8回新株予約権を発行することを決議し、2021年8月25日に付与いたしました。

第8回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2021年8月24日 取締役会決議：2021年8月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 44（注）6 当社取締役 1
新株予約権の数（個） ※	52,300（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 52,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	6,137（注）2
新株予約権の行使期間 ※	2021年8月25日～2031年8月24日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 6,137 資本組入額 3,069
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 提出日の前月末における内容を記載しております。

（注）1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注4）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買取について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買取決定」という。）が行われ、さらに当該買取決定と同時に又は当該買取決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買取時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買取時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買取」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。

- ① 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
- ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ⑤ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社の買取について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、（注3）(5)の内容に基づく買取時行使決定がなされなかった場合又は買取時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

5. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注1）の記載内容に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注2）に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人43名、当社取締役1名となっております。

当社は、2021年11月22日開催の臨時株主総会において、当社取締役及び従業員に対してストック・オプションとして第9回新株予約権を発行することを決議し、2021年11月24日に付与いたしました。

第9回新株予約権

決議年月日	臨時株主総会決議：2021年11月22日 取締役会決議：2021年11月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 108
新株予約権の数（個） ※	21,600 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 21,600 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	6,137 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	2021年11月24日～2031年11月23日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 6,137 資本組入額 3,069
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 提出日の前月末における内容を記載しております。

（注） 1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合は、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算定式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注4）に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 上記(3)の内容にかかわらず、権利者は、当社の買取について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買取決定」という。）が行われ、さらに当該買取決定と同時に又は当該買取決定から10日以内に当社が新株予約権の行使を認めた（以下「買取時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買取時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買取」とは、以下のいずれかの場合を意味し、以下同様とする。

- ① 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
- ② 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ③ 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ④ 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ⑤ 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社の買取について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認又は決定が行われた場合で、（注3）(5)の内容に基づく買取時行使決定がなされなかった場合又は買取時行使期間内に本新株予約権が行使されなかった場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合には、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当する場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

5. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限ります。以下これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注1）の記載内容に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注2）に記載された行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
上記(1)から(7)の内容に準じて決定する。

3. 優先株式の取得及び自己株式（優先株式）の消却

A1種優先株主、A2種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月30日付でA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式の全てについて、2021年12月1日付の取締役会決議により消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

- (1) 取得株式数
 - A1種優先株式 216,524株
 - A2種優先株式 125,000株
 - B種優先株式 424,105株
- (2) 交換により交付した普通株式数
 - 普通株式 765,629株
- (3) 交付後の発行済普通株式数 1,996,229株

4. 株式分割について

当社は、2021年12月1日開催の取締役会において、株式分割を行うことについて決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2022年1月4日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき15株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,996,229株
今回の分割により増加する株式数	27,947,206株
株式分割後の発行済株式総数	29,943,435株
株式分割後の発行可能株式総数	37,500,000株

(3) 資本金について

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の優先株式の消却及び株式分割に伴い、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更するとともに、A1種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式に関する規定を削除しております。

(2) 定款変更の内容（下線は変更部分）

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>3750万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u> 普通株式 3000万株 A1種優先株式 600万株 A2種優先株式 100万株 B種優先株式 50万株	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>1億1500万株とする。</u>
第2章の2 種類株式 (略)	削除

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年12月8日

ANYCOLOR株式会社

取締役会 御中


太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

原 玄 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

篠塚 伸一 

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているANYCOLOR株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第5期事業年度の第1四半期会計期間（2021年5月1日から2021年7月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年5月1日から2021年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ANYCOLOR株式会社の2021年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上